

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(2024年 4月 31日現在)
3

1. 資 産 額	13,893,092 千円
2. 負 債 額	12,924,890 千円
3. 純 資 産 額	968,202 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,213,572
B 固 定 資 産	9,679,520
C 資 産 合 計 (A+B)	13,893,092
D 負 債 合 計	12,924,890
E 純 資 産 (C-D)	968,202

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(■ 法人所有 □ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

貸借対照表

(病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する新法医療法人)
(2024年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,213,572	I 流 動 負 債	4,356,891
現金及び預金	1,828,207	買掛金	1,447,804
事業未収金	2,287,779	短期借入金	1,580,000
たな卸資産	104,614	一般未払金	70,767
仮払金	726	その他未払金	436,407
前払費用	18	未払法人税等	171
貸倒引当金	△ 13,660	未払消費税等	9,054
その他の流動資産	5,888	預り金	54,061
II 固 定 資 産	9,679,520	1年以内返済長期借入金	268,687
1 有 形 固 定 資 産	9,202,393	1年以内返済リース未払金	201,012
建物	3,407,736	賞与引当金	288,928
設備	493,899		
構築物	22,954	II 固 定 負 債	8,567,999
医療用器械備品	287,581	長期借入金	8,246,976
その他の器械備品	18,582	長期未払金	22,522
車両及び船舶	12,931	リース未払金	271,861
土地	4,583,714	患者預り金	26,640
医療用リース資産	374,996		
2 無 形 固 定 資 産	71,673	負債合計	12,924,890
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	66,863	科 目	金 額
その他の無形固定資産	4,810	I 基 金	
3 その他の資産	405,454	II 積立金	968,202
有価証券	65,385	代替基金	
長期貸付金	23,979	設立等積立金	429,227
長期積立金	200,205	繰越利益積立金	538,975
長期前払費用	3,717	III 評価・換算差額等	
差入保証金	35,614	その他有価証券評価差額金	
出資金	17,762	繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産	57,590		
その他の固定資産	1,202	純資産合計	968,202
資産合計	13,893,092	負債・純資産合計	13,893,092

(注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが
適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目
をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)
(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		12,435,788
2 事業費用		
(1) 事業費	12,243,652	
(2) 本部費	0	12,243,652
本来業務事業利益		192,136
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		616,188
2 事業費用		619,412
附帯業務事業損失		△ 3,224
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		188,912
II 事業外収益		
受取利息	1,349	
その他の事業外収益	121,237	122,586
III 事業外費用		
支払利息	85,298	
その他の事業外費用	18,287	103,585
経常利益		207,913
IV 特別利益		
固定資産売却益	4	
その他の特別利益	0	4
V 特別損失		
固定資産売却損	14	
その他の特別損失	28,821	28,835
税引前当期純利益		179,082
法人税・住民税及び事業税		171
法人税等調整額		
当期純利益		178,911

(注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

事業報告書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 原三信病院
☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり) ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他 ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)	

(2) 事務所の所在地	福岡市博多区大博町1番8号
-------------	---------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	1955 年 7 月 29 日
-------------	-----------------

(4) 設立登記年月日	1955 年 8 月 11 日
-------------	-----------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	平 祐二	開設者
院 長	原 直彦	原三信病院管理者
理 事	平 裕子	
理 事	寺田 憲司	香椎原病院管理者
理 事	石田 伊都子	原三信病院附属呉服町腎クリニック管理者
理 事	奥村 幹夫	原三信おおはまクリニック管理者
監 事	占部 輝次	

注) 1 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
病 院	(医)原三信病院	4010319103	福岡市博多区 大博町1番8号 福岡市東区香椎 三丁目3番1号	一般病床 359 床
	香椎原病院	4010319061		療養病床 192 床
				[医療保険 床]
				[介護保険 床]
				精神病床 床
				感染症病床 床
				結核病床 床
診療所	原三信病院附属 呉服町腎クリニック	4010318170	福岡市博多区 中呉服町1番25 号	一般病床 床
				療養病床 床
	原三信おおはま クリニック	4010211185	福岡市博多区 下呉服町2番13 号	[医療保険 床]
				[介護保険 床]
介護老人 保健施設				入所定員 名
				通所定員 名
介護 医療院	香椎原病院介護医 療院	4070805132	福岡市東区香椎 三丁目3番1号	入所定員 58 名
				通所定員 名

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションおおはま	福岡市博多区大博町1番8号	
香椎原病院かしいの杜 訪問看護ステーションあやすぎ	福岡市東区香椎三丁目3番1号	

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

2023 年	4 月	25 日	2023年度収支予算の決定
2023 年	4 月	25 日	2023年度事業計画の決定
2023 年	5 月	24 日	2022年度決算の決定
2024 年	3 月	22 日	2024年度工事、備品、医療機器購入予算の決定
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

年	月	日
年	月	日
年	月	日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

2023 年	8 月	1 日	紹介受診重点医療機関認定
年	月	日	
年	月	日	

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する(任意)

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
株式会社	ガンゾン商事(株)	福岡市博多区 大博町3番30号	216,507	福祉用具取扱、 擔保他代理店、 売店管理運営、 立体駐車場管理 運営	病院運営にお ける付帯業務 を委託	福祉用具取扱、 擔保他代理店、 売店管理運営、 立体駐車場管理 運営	地代 8,727 家賃 1,353 買掛金等 29,031	買掛金等	10,740

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者 ※ 該当がない場合は「該当なし」と記載すること

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 原三信病院
理事長 平 祐二 殿

私は、医療法人原三信病院の 2023 会計年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

2024 年 6 月 17 日
医療法人 原三信病院
監事 占部 輝次

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

売買目的有価証券 時価

その他の有価証券 取得原価法による移動平均法による評価方法

②棚卸資産

最終取得原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

法人税法の規定による償却方法

主な対応年数

建物	8 年～47 年
構築物	7 年～50 年
医療用機械備品	3 年～15 年
その他の機械備品	2 年～15 年
車両運搬具	4 年～6 年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお対応年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間定額法によって償却。なお、分院の香椎原病院においては、一契約におけるリース料総額が 300 万未満のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理。

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち等会計年度に負担すべき額を計上。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式。なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、長期前払費用に計上し5年間で均等償却。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①退職給付会計

当法人の退職給付は金額、確定給付企業年金制度を採用。なお、2023年9月30日現在における退職年金会計の状況は下記の通り。

1, 保険資産残高	1,901,115 千円
2, 数理債務	2,587,365 千円
3, 未償却過去勤務責務残高	601,365 千円

なお、当法人は負債額が200億円を下回っているため簡便法を適応し、2023年9月30日の年金の決算日を以って、貸借対照表日の残高とみなし、数理債務を退職給付債務としている。未償却過去金債務は爾後10年で償却予定。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

(担保に供している資産)

土 地	4,544,914 千円
建 物	3,185,690 千円
設 備	493,898 千円
合 計	8,224,502 千円

(担保に係る債務)

短期借入金	1,848,687 千円
長期借入金合計	8,246,976 千円
合 計	10,095,663 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

別紙のとおりです。

(2) 個人である関係事業者

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 賃貸借処理をしたファイナンスリース取引

科 目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
医療用機械備品	0	0
その他の機械備品	13, 326	3, 501
ソフトウェア	942	329
合 計	14, 268	3, 831

(2) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表への影響額

施設整備事業補助金は以下の通りです

内 訳	補助金交付者	金額(千円)
保健衛生施設等施設・整備費国庫補助金	厚労省	15,400
福岡県感染症検査機関等設備整備事業費補助金	福岡県	1,408
福岡県外来対応医療機関設備整備事業費補助金	福岡県	494
新型コロナウイルス感染症患者等入院設備整備事業費補助金	福岡県	2,455

運営費補助金は以下のとおりです

内 訳	補助金交付者	金額(千円)
新型コロナ疑い患者受入協力医療機関体制整備補助金	福岡県	236,790
自宅療養者への医療提供体制強化に向けた特別給付金交付事業	福岡市	1,280
福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付	福岡県	19,074
福岡県がん診療連携拠点病院等機能強化事業費補助金	福岡県	3,120
合計		260,264

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位:千円)									
	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	○ ○ 積 立 金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 益	評価・換算 差額等合計	
2023年 3月 31日 残高				789, 291	789, 291				789, 291
会計年度中の変動額									
当期純利益				178, 911	178, 911				178, 911
・ ・ ・ ・ ・									
・ ・ ・ ・ ・									
会計年度中の変動額合計				178, 911	178, 911				178, 911
2024年 3月 31日 残高				968, 202	968, 202				968, 202

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,708,426	4,256		5,712,682	2,304,946	111,993	3,407,736
建物附属設備	3,745,660	8,109		3,753,769	3,259,871	76,794	493,898
構築物	178,103	0		178,103	155,149	3,229	22,954
医療用器具備品	2,523,630	64,327		2,587,957	2,300,376	141,608	287,581
その他器具備品	23,658	8,596		32,254	13,672	8,855	18,582
車両運搬具	27,487	8,797		36,284	23,353	7,521	12,931
土地	4,544,914	38,800		4,583,714	0	0	4,583,714
リース資産	774,172	8,904		783,076	408,080	127,293	374,996
計	17,526,050	141,789	0	17,667,839	8,465,447	477,293	9,202,392
無形固定資産							
ソフトウェア	281,155	2,879		284,034	217,171	26,480	66,863
その他無形固定資産 (電話・水道他)	5,059	0		5,059	249	25	4,810
計	286,214	2,879	0	289,093	217,420	26,505	71,673
その他の資産							
出資金	17,762			17,762			17,762
有価証券	65,385			65,385			65,385
差入保証金	35,718		104	35,614			35,614
長期貸付金	24,339		360	23,979			23,979
長期前払費用	2,852	865		3,717			3,717
保険積立金	200,205			200,205			200,205
預け金	1,250		48	1,202			1,202
計	347,511	865	512	347,864	0	0	347,864

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,680	2,980			13,660
賞与引当金	269,742	19,186			288,928

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,600,000	1,580,000	0.9	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	269,622	268,687		—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	8,816,245	8,246,976	0.9	①297,000は5年据 置15年返済、5年無 利息6年目以降 0.2%（償還期限令 和17年6月10日） ②700,000は5年据 置15年返済、5年無 利息6年目以降 0.2%（償還期限令 和18年5月10日）
その他の有利子負債				
合 計	10,685,867	10,095,663	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
株式 西日本シティ銀行		48,355
株式 総合システム研究所		1,000
ゴルフ会員権 九州リゾート		16,030
計		65,385

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

法人名 医療法人 原三信病院
所在地 福岡市博多区大博町1番8号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	2,046,198	
医療材料費	1,057,933	
診療用消耗器具備品費	23,250	
給食用材料費	113,430	3,240,811
II 給与費		
給料	4,675,691	
賞与	909,479	
退職給付費用	285,883	
法定福利費	811,757	6,682,810
III 委託費		
検査委託費	72,733	
給食委託費	115,735	
寝具委託費	28,866	
医薬委託費	151,451	
清掃委託費	144,277	
保守委託費	3,422	
その他の委託費	294,622	811,106
IV 経費		
減価償却費	503,799	
器械賃借料	134,298	
地代家賃	117,980	
修繕費	25,717	
固定資産税	68,774	
機器保守費	235,190	
機器設備保険料	2,751	
車両関係費	10,267	
福利厚生費	52,510	
水道光熱費	222,898	
他経費	709,039	2,083,223
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）		
商品（又は製品）期末たな卸高		
VI その他の事業費用		
研修費	42,135	
		42,135
事業費用計		12,860,085

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I から VI の中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2024年6月12日

医療法人 原三信病院
理事会御中

福岡市博多区元町二丁目2番1号
ローレルハイツ南福岡206号
事務所名：佐藤裕彦公認会計士事務所

公認会計士 佐藤裕彦

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人原三信病院の令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、「限定意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響を除き、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

限定意見の根拠

1. 法人は土地評価益に対応する繰延税金負債1,030百万円を負債に計上していない。
2. 法人は社会保険診療の過大請求に関する返還金の未払額110百万円が負債に計上されていない。

限定意見の理由

1. 医療法人は保有土地に関する評価益を3,470百万円計上しており、この評価益に対し税効果会計を適用しておらず、税効果会計を適用した場合の繰延税金負債1,030百万円計上されていない。
なお、法人は多額の固定資産の償却超過額及び繰越欠損金を保有しているが、法人は中・長期の利益計画を作成しておらず繰延税金資産の金額を見積るための資料がない。
2. 医療法人は過去の社会保険診療報酬の過大請求に関して、保険者から返還を要求されていてその未払残高110百万円が負債に計上されてい

い。なお、当該返還金の当該年度支払額 1 2 百万円が特別損失に計上されている。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、限定付意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連す

る医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

医療法人原三信病院と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上